介護予防支援および介護予防ケアマネジメント

重要事項説明書

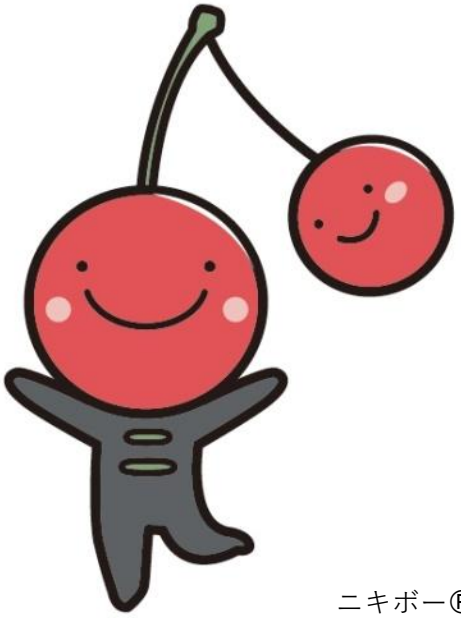

ニキボー®

医療法人社団一視同仁会

仁木町地域包括支援センター

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント
重要事項説明書

ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供するにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明します。

当事業所は介護保険の指定を受けています
〔指定事業所番号　第 0102500071 号〕

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

令和 8 年 8 月 11 日現在

目　　次

重要事項説明書

1、　事業者の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2　ページ
2、　提供するサービスの内容・・・・・・・・・・・・　3　ページ
3、　業務取扱い方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　3　ページ
4、　業務の委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4　ページ
5、　費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5　ページ
6、　サービスの終了・・・・・・・・・・・・・・・・・　5　ページ
7、　事故発生時等の対応・・・・・・・・・・・・・・　5　ページ
8、　苦情相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6　ページ
9、　秘密保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6　ページ
10、　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7　ページ
11、　身体拘束等の適正化について・・・・・・・・・・　7　ページ
12、　事業継続計画の策定・・・・・・・・・・・・・・　7　ページ
13、　感染症の予防および蔓延の防止のための措置・・　7　ページ
14、　第三者評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8　ページ
15、　カスタマーハラスメントに関する方針　　8　ページ
16、　お願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9　ページ

契　約　書

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書・・　１０　ページ
個人情報使用同意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６　ページ
契約書署名欄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７　ページ

1. 事業者の概要

当事業所の概要は下記の通りです。

（1）開設者(法人)の概要	
法人名	医療法人社団一視同仁会
法人所在地	〒047-0034 北海道小樽市緑 2 丁目 1 番 8 号
代表者氏名	理事長　齋藤 浩記
電話／FAX	電話:0134-23-8266　／　FAX:0134-23-8267
設立年月日	平成 14 年 11 月 13 日

（2）事業所(地域包括支援センター)の概要	
事業所の名称	仁木町地域包括支援センター
事業所の種別	指定介護予防支援事業所
事業所の所在地	〒048-2406 北海道余市郡仁木町西町 1 丁目 36 番地 1
事業所番号	0102500071
事業所管理者	管理者
電話／ＦＡＸ	電話：0135-32-3855　／　FAX:0135-32-2648
電子メール	niki-houkatu@i-sugata.jp
サービス提供地域	仁木町全域
営業日及び営業時間	営 業 日：月曜日～金曜日 営業時間：午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分 休 業 日：土日祝祭日・年末年始(12 月 31 日～1 月 5 日) 緊急時は電話等による24時間連絡可能体制をとっております。

（3）事業所の職員体制

職　種	人員	勤務状況	業　務　内　容
管理者	1 名	常勤兼務	事業所の運営管理及び事務
主任介護支援専門員	1 名	常勤または 常勤兼務	・総合相談業務・権利擁護業務 ・一般介護予防事業の対象者業務 ・地域ケア会議の開催 ・地域課題抽出、各関係職種や団体、町内会等地域組織とのネットワーク構築のために必要な業務 ・介護予防ケアマネジメント・ケアプラン作成、包括的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャーの支援）等
社会福祉士または 社会福祉主事任用資格	1 名	常勤または 常勤兼務	
保健師または 経験のある看護師	1 名	常勤または 常勤兼務	

2. 提供するサービスの内容

(1) 「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むために、適切な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画（以下「ケアプラン」という。）」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うサービスです。

(2) 具体的には、次に掲げる業務を行います。

・利用者の自宅を訪問し、利用者の心身の状況、生活機能や健康状態、生活環境等を適切な方法により把握します。

・把握した内容と、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、利用者の日常生活全般を支援する観点から予防給付および事業の対象となるサービスの他、各種の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用等も含めた「ケアプラン」を作成いたします。

・介護予防サービスをはじめとした各種サービスの提供の状況や利用者の心身の状況やご家族の環境について「ケアプラン」作成後も継続的に把握・管理します。

・利用者の要支援認定の申請についてお手伝いします。

3. 業務取扱い方針

(1) 「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」の実施に当たっては、適切なアセスメント（利用者の解決すべき課題の把握）の実施により、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者や利用者家族の意向を踏まえた具体的な目標を設定するとともに介護予防の効果を最大限に発揮する自立に向けた目標志向型の「ケアプラン」を作成します。

(2) 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、次の３つの視点を踏まえ「ケアプラン」を作成します。

① 利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援します。

② 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

③ 他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行います。

(3) 指定介護予防サービス事業者に対しては、「ケアプラン」に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告を指定介

護予防サービス事業者から必要に応じて聴取します。

(4)　少なくとも、サービス提供開始月・サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して３か月に１回は、利用者の自宅を訪問し、面接させていただきます。

(5)　利用者の自宅を訪問しない月は、特別の事情がない限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問しての面接や電話等により利用者に連絡し、モニタリング（ケアプランの実施状況の把握）を実施いたします。

　なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者の自宅を直接訪問して面接を行います。

(6)　法令等に基づき、業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合においても業務が適切に実施されるよう「ケアプラン原案」の内容を確認するとともに、必要に応じ指定居宅介護支援事業者に助言・指導を行います。

(7)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

(8)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、仁木町、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(9)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うとともに、医療との連携に十分配慮して行います。

(10)　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、自らその提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4.　業務の委託

　利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

　委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当職員名等は別途お知らせします。委託する場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

5.　費用

(1)　利用料

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」については、利用者の自己負担はありません（法定代理受領）。

なお、介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に直接介護保険給付が行なわれない場合があります。その場合、利用者には次の利用料をお支払いただきます。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

介護予防支援費等（１月につき）	４，４２０円

※新規に指定介護予防支援を行った場合は、３，０００円加算されます。

※新規に委託連携加算を算定できる当該委託業務行った場合は，当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者１人につき１回を限度として３，０００円加算されます。

(2)　その他の費用

・　交通費は仁木町内及び近隣市町村の場合は無料です。

・　申請代行

利用者の希望により要支援認定申請（更新・区分変更申請を含む）に関する手続を無料で代行します。

・　複写交付料

利用者の希望に応じて「ケアプラン」及びその実施状況に関する書類等を交付する場合は、複写に要する実費をご負担いただく場合があります。

6.　サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、サービスの終了を希望する日の６０日前までに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先名称：仁木町地域包括支援センター

連絡先（電話番号）：０１３５－３２－３８５５

7.　事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、町等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やか

に損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、利用者や利用者家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

8. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所又は当事業所と委託契約を締結し業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所又は当事業所と委託契約を締結した介護保険法に定める指定居宅介護支援事業所が作成したケアプランに位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

【 苦情・相談窓口 】	
受付時間	月曜日～金曜日　午前 8 時 45 分～午後 5 時 00 分
連 絡 先	電話番号：　０１３５－３２－３８５５ FAX 番号：　０１３５－３２－２６４８
苦情受付担当者	仁木町地域包括支援センター　管理者
苦情解決責任者	医療法人社団一視同仁会　はびりす施設長

次の公的機関においても、苦情申し出などができます。

仁木町福祉課 介護保険係	電話番号：（代表）０１３５－３２－２５１４
国保連総務部 介護保険課	電話番号：（代表）０１１－２３１－５１６１

9. 秘密保持

(1) 事業者及び担当職員その他の事業者の従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を洩らしません。

(2) 事業者は、担当職員その他の事業の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことが内容必要な措置を講じます。

(3) 事業者は、担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ていなければ、その個人情報を用いることができません。

10. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

（1）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催します。

（2）事業所における虐待防止のための指針を整備します。

（3）介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

（4） 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

11. 身体拘束等の適正化について

事業所は身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

（1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

（2）身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 事業継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする）を定期的に開催します。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備します。

（3）従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14. 第三者評価

当事業所では第三者評価を実施しておりません。施設状況等については「北海道介護サービス情報公表センター」にてご覧いただけます。

◇北海道介護サービス情報公表センター　http://www.kaigojoho-hokkaido.jp

15. カスタマーハラスメントに関する方針

カスタマーハラスメントの定義

当事業所では、利用者様またはそのご家族等からの言動のうち、要求内容が妥当性を欠くもの、または言動の態様が社会通念上不相当であり、職員の就業環境を害するものをカスタマーハラスメントと定義します。

(1) 該当する行為の例以下は一例であり、これらに限られるものではありません。

・暴言、威圧的な言動、人格否定、差別的発言
・繰り返しの執拗な要求や、長時間に及ぶ拘束的な対応要求
・職員の心身に著しい負担を与える言動
・正当な理由のない謝罪や処分を強要する行為
・その他、職員の安全や尊厳を著しく損なう行為

(2) 当事業所の基本的な考え方

当事業所は、利用者様に対して誠意をもってサービスを提供いたしますが、職員の人権および安全を守ることも重要な責務であると考えています。

そのため、カスタマーハラスメントに該当すると判断される行為については、組織として毅然とした対応を行います。

(3) 具体的な対応内容

カスタマーハラスメントが認められた場合、状況に応じて以下の対応を行います。

・管理者等による注意・説明
・複数職員での対応、または対応者の変更
・電話・面談等の対応方法の制限
・サービス提供方法の見直し
・悪質または継続的な場合には、サービス提供の中止や契約の解除を検討する事があります。

(4) 当事業所では、トラブル防止及び事実確認のため、録音・録画を行う場合があります。

(5) 利用者様およびご家族等におかれましては、職員が安心して業務に従事できる環境づくりへのご理解とご協力をお願いいたします。

16. お願い

(1)　あなたが病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所にお伝えいただくようよろしくお願いいたします。

(2)　当事業所又は当事業所と委託契約を締結し業務の一部を委託した指定居宅介護支援事業所が交付する書類は、利用者の介護保険サービスの利用等に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書等と一緒に大切に保管してください。

■重要事項説明書 説明者記入欄

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、ご利用者にたいして重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

【説明者】

所　在　地	仁木町西町１丁目３６番地１
事 業 所 名	仁木町地域包括支援センター
説明者氏名	㊞

【業務の委託を受けた指定居宅介護支援事業所が説明を行った場合】

所　在　地	
事 業 所 名	
説明者氏名	㊞

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で収集、使用又は提供することに同意します。

1　使用する目的

・　指定介護予防支援事業所（仁木町地域包括支援センター）が、介護保険法に関する法令及び仁木町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に従い、私の介護予防サービス・支援計画に基づき、円滑なサービスを実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

・　課題解決等のために行う地域ケア会議等において必要な場合

・　医療機関及びサービス事業者、仁木町等との連絡調整に必要となる場合

・　利用者に病状等の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合

・　その他支援事業所が実施する業務において必要な場合

2　使用に当たっての条件

個人情報の提供は、１に記載する目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3　個人情報の内容（例示）

・　氏名・住所・健康状態・病歴・家庭状況等支援事業所が業務を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報(利用者基本情報)

・　要介護認定・要支援認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会の判定結果

・　基本チェックリストの内容

・　介護予防サービス・支援計画表、介護予防支援経過記録、介護予防支援・サービス評価表

・　支援・対応経過記録票、アセスメントシート

・　その他の情報

※　「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別さり得るものをいいます。

4　使用する期間

支援の利用を必要とする期間に準ずる。

5　特記事項

指定介護予防支援事業所（仁木町地域包括支援センター）が介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合，当同意書の「支援事業所」を「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務を委託する指定居宅介護支援事業者」に読み替えることができるものとします。

個人情報の収集、使用および提供について、口頭、電話等の他、テレビ電話や ICT を活用した方法によるものも含みます。